

## 松川町子育て住まい仕事施策一覧

### ●子育て

事業名(内容)	問合わせ先
<p><b>○男女の出会い交流の場の創設</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地区結婚相談所「愛ねっと北部」を下伊那北部地区5町村で共同運営</li> </ul>	<p>保健福祉課 福祉係 TEL36-7022</p>
<p><b>○めばえ支援(不妊治療費助成)</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊症および不育症に悩む夫婦を援助するため、治療に関する費用に対し、30万円を上限とし1／2補助をします。</li> </ul>	
<p><b>○めばえ相談(不妊治療に関する相談)</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊症および不育症に悩む夫婦を援助するため、1組につき3回まで無料でカウンセラーと相談ができます。</li> </ul>	
<p><b>○妊娠健康診査</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母体の安全と胎児の健康保持を図るため、妊娠一般健康診査14回分の費用を助成。</li> </ul>	
<p><b>○妊娠歯科健診</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠による口腔衛生の悪化を防ぐため安定期の妊娠5～7ヶ月の間に1回受けることを推奨。1回の費用は3,300円補助し、上回った場合の差額は自己負担。</li> </ul>	<p>保健福祉課 保健予防係 TEL36-7034</p>
<p><b>○乳児健康診査</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児の病気の予防と早期発見、および健康保持のため、生後1ヶ月児の一般健康診査の費用を、上限5,990円まで補助。</li> </ul>	
<p><b>○産後健診</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後間もないお母さんのため、概ね産後2週間及び1ヶ月以内の産後健診の費用を補助。5,000円を上回った場合の差額は自己負担。</li> </ul>	
<p><b>○授乳・育児相談</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産からお子さんが1歳6か月になる保護者の方を対象に、助産所などで使える授乳・育児相談券を2,000円×3回分助成。</li> </ul>	
<p><b>○出生子育て支援金</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの誕生を祝福し、健やかな発育を願い交付。</li> </ul>	
<p>* 支給金額</p>	<p>第1子、第2子:5万円、第3子:10万円</p> <p>※両親どちらかが消防に加入している場合は、2万円を加算します</p>
<p>* 支給品</p>	<p>マーケットカードと現金</p>

## ○児童手当支給事業

(内容)

- ・次世代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学生までの児童を対象に支給。※令和4年6月から制度が一部変わりました。

*0～3歳未満	一律15,000円/人
	第1子・第2子10,000円/人
*3歳～小学校修了まで	第3子以降15,000円/人
* 中学生	一律10,000円/人
*所得制限以上（※上限あり）	一律5,000円/人(特例給付)

保健福祉課

福祉係

TEL36-7022

## ○児童等医療費給付事業

(内容)

- ・子育てに対する経済支援として、長野県内の医療機関窓口での支払いが、受給者負担金(上限300円)のみとなる。
- ・県外での医療機関受診の際は、申請により受給者負担金を控除した金額を、後日助成金として支給(領収書(診療報酬点数)が必要)。
- ・町独自の政策として助成対象者の範囲を、県の補助対象者の範囲よりも拡大し、高校生相当年齢までの子供を対象。所得制限なし。

## ○保育料軽減

(内容)

- ・保育園を運営し、保護者が安心して就労できるよう、乳幼児を保育。
- \*通常保育、障がい児保育、延長保育、乳児・未満児保育(全園)
- \*福与保育園は2歳児のみ

\*一時、休日保育(名子中央保育園)

\*病後児保育(上片桐保育園)

・幼児教育・保育の無償化に伴う対応

\*保育園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちの保育料が無料

ただし、副食費はこれまでどおり保護者負担

◇第1子副食費は、月額4,500円

◇第2子副食費は、月額2,250円(5割軽減)

◇第3子以降の副食費は、無料

\*第2子、3子以降は、町独自の施策として所得制限を撤廃

\*0歳から2歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯を対象に無料

こども課

保育園係

TEL36-7023

## ○子育て支援

(内容)

- ・子育て支援センター「おひさま」を開設し、子育て中の親子を支援。
- \*子育て親子の交流の場
- \*子育て相談(毎週金曜日は相談員が対応)
- \*「おひさままつり」などイベントの開催
- \*ブックスタート など
- \*保育サポート事業

こども課

こども支援係

TEL36-7023

## ○児童クラブ(児童館)

(内容)

- ・仕事等の都合で、放課後、留守家庭となる児童を保育。

*開設場所	名子児童館、上片桐児童館
*対象	小学校1年～6年
*利用料:月2,000円(基本) (利用料の詳細はお問い合わせください。)	

## ○放課後こども教室

(内容)

- ・放課後に子供たちがスポーツ文化活動を実施する「放課後こども教室」を小学校にて開設。

*中央小学校	1～2年生対象(町体育館体力相談室)
*北小学校	1～6年生対象
*開設時間	放課後から下校時刻まで
*利用料は無料	

## ○奨学金貸付事業

(内容)

- ・町に居住し、経済的理由などにより、高校、大学等への就学が困難な方に対して奨学金を貸与。

\*大学:月50,000円

\*高校:月20,000円

\*償還期間:卒業月の1ヵ年後から貸付を受けた期間の3倍の期間。

こども課  
学校教育係  
TEL36-7023

## ○ふるさと学費応援補助金

(内容)

- ・ふるさとを担う人材の確保と地域の活力を創出するため、奨学金の貸与を受け、大学等を卒業後、町内に居住する方が返還している奨学金の一部を補助。

\*前年度中に返還した奨学金の1/4(年間限度額5万円×5回まで)

## ○準要保護児童・生徒就学援助

(内容)

- ・経済的な事情により学年費、給食費の納入が困難なご家庭に小・中学校に通学する際に必要な費用の一部を支援。

\*町内小中学校を通じて申請。対象要件、援助金額など詳細は学校教育係までお問い合わせください。

\*毎年、決定された金額を年3回(7月、11月、3月)に分けて支給。

## ○入学祝い金

(内容)

- ・その年度の4月1日に松川町に住所があり、小学校、中学校に新入学する児童生徒の保護者に対し、児童生徒1人あたり20,000円を支給。